

# 第4次丸亀市子ども読書活動推進計画

令和3年度～令和7年度

“一冊の本から始まる夢 <sup>むげんだい</sup> ∞ ”



令和3年3月

丸 亀 市



— 目 次 —

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間及び対象	2
3 基本方針	

第2章 前計画（第3次）における主な施策の成果と課題

用語解説	9
------	---

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 施策の体系	10
2 具体的施策	14
3 施策の推進	17

資 料

子どもの読書活動に関するアンケート調査結果	18
子どもの読書活動の推進に関する法律	33
計画策定の経緯	35
丸亀市子ども読書活動推進協議会委員名簿	

# 第1章 丸亀市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

子どもたちを囲む環境は想像を超えるスピードで変化しています。予測不能の近未来の社会を生き抜くために、子どもたちはどのような力を身につけるべきなのでしょう。氾濫する真偽の分からない情報や新しいメディアを使いこなして様々な課題を解決し、よりよく生きていくためには、情報を批判的に読み解き活用して新しい価値を生み出していく力が最も必要な能力になるでしょう。

そしてそのために必要なのが、読書の習慣です。読書によって想像力や思考力、判断力を育てることが欠かせないのです。一冊の本との出会いから、子どもたちの未来を生きる力が育まれていきます。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。子どもの読書活動への意欲を高め、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、家庭、地域、学校等が連携し、環境の整備を推進していくことが重要です。

また、近年ではSDGs(持続可能な開発目標)について耳にする機会が増えています。国連によって2030年までに世界が達成すべき17の目標が定められているわけですが、その中の目標4として、「質の高い教育をみんなに」という言葉が掲げられています。世界中の人々が生涯学習を受けられる機会を促進させるとともに、「すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを習得できるようにする」ことがめざされています。そのため私たちがまずできることは、子どもたちに読書の習慣を身につけさせることに他なりません。生涯学習や「知識とスキル」の基盤となるのは、日々の読書活動なのです。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、また、「香川県子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、平成17年1月に「丸亀市子ども読書活動推進計画」を策定しま

した。その後、成果と課題及び諸情勢の変化等を検証し、概ね5年毎に見直しを行いながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

これらを踏まえ、この度、第3次の計画が令和2年度で終了すること、また、国が平成30年4月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第4次)」を定めたことを受けて、今後5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策等を、「第4次丸亀市子ども読書活動推進計画」として定めるものです。



## 2 計画の期間及び対象

期間は令和3年度から7年度までの5年間とし、対象は0歳から18歳までの子どもとその保護者等とします。

## 3 基本方針

丸亀市は、“子どもが本を好きになり、読書によって育まれる力が一人ひとりの子どもの生きる糧となること”を願い、子どもが読書の楽しさを知り、自ら進んで読書に親しみ、生涯にわたり「楽しみながら学びを深める」読書習慣を身に付けることができるよう、次の2項目を基本方針に掲げます。

## 基本方針

### 1 家庭・地域・学校等の連携による社会全体での取組の推進

子どもの読書活動を推進していくためには、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を十分に理解し、社会全体で取り組んでいくことが重要です。特に子どもの読書活動に携わる地域の図書館、学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、関係団体等が連携し、相互の協力が図られる体制を整備し、子どもの読書活動推進に向けた特色ある取組が展開されるよう努めます。

### 2 子どもの読書環境の整備と充実

子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくには、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が本の魅力や読書の楽しさを知り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような環境を作ることが大切です。この子どもの自主的な読書活動を支えるため、子どもを取り巻く読書環境の整備・充実に努めます。



## 第2章 前計画（第3次）における主な施策の成果と課題

前計画では、子どもの読書活動を推進するため、家庭、地域、学校等の役割を明確にし、それぞれが主体となった取組をより効果的に推進するため、5つの重点プロジェクトを設定しました。

### 前計画の重点プロジェクト

- 1 キーステーションとしての市立図書館の充実
- 2 うちどく（家読）の推進と読書活動への参加促進
- 3 中学・高校生が読書に親しむ機会の提供
- 4 学校図書館の学習・情報センターとしての機能の充実
- 5 郷土丸亀の歴史や文化に親しむ事業の実施

以下、前計画のプロジェクトを省みて、成果と課題について検討します。

#### 1 キーステーションとしての市立図書館の充実

市立図書館は、家庭、地域、学校等における読書活動を推進する上で最も重要な役割を担っています。多様なニーズに応えられるように図書館資料の整備、専門的職員である司書の十分な人員確保やその資質向上に努めます。また子どもの読書活動の推進に係る関係機関との連携・協力体制の確立を図り、ITを活用したネットワークシステムを推進します。

ハード面では、綾歌図書館で平成29年から30年にかけて約1年間休館し、耐震工事に加え開架スペースの拡張と多目的室の増設を、また、中央図書館では令和元年度に半年間休館して長寿命化工事を行い、バリアフリーに配慮した、明るく使いやすい環境を整えました。

ソフト面では、平成30年に図書館システム及び図書館ホームページの刷新を行いました。館内蔵書検索機（OPAC）での予約が可能になり、ホームページでは、貸出や予約等利用状況を確認できるマイライブラリー機能や、中学・高校生向けの新着図書やよく読まれている本を紹介するティーンズページを新たに加えました。また、新たなボランティア団体の設立に協力し、平成30年度から綾歌図書館においておはなし会等を行っていただいています。

令和元年度には、コミュニティセンター図書室の本を整理し、活用しやすくするためにすべてセンターの所蔵としたほか、まちライブラリー(※1)等に取り組む団体もでき、図書館で除籍した本のうち利用できるものを提供し、定期的に図書整理を実施することで、地域での読書機会の増加につながるよう努めています。

さらに、学校教育課との連携を図り、令和元年6月からは中央図書館が香川県丸亀教科書センターの役割を担い、教科書を一般の閲覧に供するとともに、図書館職員も学校図書館の学習センターとしての役割の支援として資料提供の参考にするなど活用しています。

今後も、図書館は、家庭、地域、学校をつなぐキーステーションとして、子どもの読書活動の推進のため、様々な施策に取り組んでいく必要があります。

## 2 うちどく(家読)の推進と読書活動への参加促進

家族で読書の楽しみを共有できるよう、うちどく(家読)のきっかけとなるブックスタート事業とセカンドブック事業を継続します。また、いろいろな場所でおはなし会や講演会等を実施することにより、保護者へ子どもの読書活動の大切さについての啓発を推進します。

「うちどく(家読)」は、子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒体として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることをめざす活動です。

丸亀市では、ブックスタート事業(※2)及びセカンドブック事業(※3)で、その年齢にあった絵本をプレゼントすることにより、家庭での読書の重要性を保護者に伝え、読み聞かせの実施を応援することで、うちどく(家読)を推進しています。ブックスタート事業では、3か月健診を活用し、100%に近い家庭に絵本を手渡しています。セカンドブック事業では、令和元年度に引き換え方法を変更し、88.7%の引き換え率に増えています。

市内すべての幼稚園、保育所(園)、認定こども園においても、子どもの発達段階に応じた絵本の読み聞かせを実施し、子どもに本の魅力や楽しさを伝えています。アンケート調査によると、乳幼児の家庭での読み聞かせの実施は若干減少しているものの70%以上を維持しており、多くの家庭で読み聞かせが日常的に行われていると考えられます。

特に顕著な成果は、小学校低学年の読書の習慣化です。アンケートで「家で週1回以上本を読んでいる」と答えた子どもは83.2%で、前回の31.6%から51.6%増加しています。

平成28年度からは、ブックスタート事業、セカンドブック事業からつながる事業として読書通帳(※4)を作成し、毎年市内の小学4年生全員に配布することにより、読書活動の推進に努めています。

講演会としては、飯山図書館で絵本作家による講演会を毎年行うほか、綾歌図書館の耐震工事休館後(平成30年度)及び中央図書館の長寿命化工事前(令和元年度)には、絵本作家を招き絵本ライブを行い、保護者と一緒に幼いうちから本の楽しさを体感する機会を提供しました。

令和2年、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「STAY HOME」が呼びかけられ、出掛けられず、家で過ごす時間が多くなりました。このような状況下、ストレス軽減や生きる活力を養うことにもつながるうちどく(家読)の機会の充実に向けた取組は、重要性が増しています。

### 3 中学・高校生が読書に親しむ機会の提供

読書離れが進む傾向にある中学・高校生の読書活動を推進するため、図書館では興味・関心を引くイベントの実施や同年代からの読書情報の発信など、本や図書館に親しむきっかけ作りを行います。

学校においては朝の読書活動(朝読)等、一斉に読書に親しむ時間を確保し、子どもの読書活動を推進します。

中学校での朝の読書活動(朝読)については、ほぼすべての学校で行っています。本を読みたくても読む時間がないというアンケート結果も踏まえ、更なる学校での読書の時間の確保や学校図書館の活用が必要だと考えられます。

中央図書館では平成30年度から、平日午後8時まで開館することにより、中学・高校生の居場所としての役割も果たしています。また、令和2年度から児童・生徒の夏休み期間中(7

月 20 日から 8 月 31 日まで) 3 館すべて全日開館し、利便性を高める取り組みを始めました。平成 29・30 年度には、中学・高校生向けのイベントとして、中央図書館で本の福袋「司書コレ！」の貸出を春休みにあわせて行いました。平成 30 年にはホームページを刷新し、新たにティーンズページを作成しました。ティーンズ向けのリスト掲載及び新刊資料のリストアップなど、より利便性を高めましたが、今後はこのページを充実させ、魅力あるものにしていかなければなりません。

中学・高校生の図書館の利用については、アンケート調査の結果 3 割程度です。全国的にも読書離れは進行しており、丸亀市でも 1 ヶ月に 1 冊も本を読んでいない不読率は中学生で 45.2%、高校生で 64.8%と高い傾向にあります。しかし、電子書籍を読んでいる人は、中学生で 35.3%、高校生で 33%となっており、今後の傾向を注視していく必要があります。

今後ますます情報通信技術 (ICT) を利用する時間は増加し、あらゆる分野の多様な情報に触れることは容易になる一方、視覚的な情報と言語の結び付きが希薄となり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのでは、との指摘もあります。読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなど、新しい時代に必要となる資質・能力を育むことに資するという点からも、その重要性は高まっていると考えられます。

今後は、中学・高校生への読書推進のアプローチとして、学校との連携や、電子書籍等の新たなツールによる読書の可能性を検討することも課題です。

#### 4 学校図書館の学習・情報センターとしての機能の充実

子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を推進するため、学校図書館を計画的に活用し、学校図書館が学習・情報センターとしての機能が十分果たせるよう整備します。子どもの様々な興味や関心に応える魅力的な図書館資料を整備・充実し、全校配置となった学校司書の一層のスキルアップを図る研修会の実施や、学校図書館の活用に関する情報交換、研究協議を行い、学校司書の意識の高揚を図ります。

丸亀市の学校図書館図書基準の達成率は、88%となっており、ほとんどの学校でその基準を達成していますが、蔵書の中には、購入から数十年以上経過しているものや、内容が古くなったものなども含まれており、より新鮮な書籍を増やすなど、引き続き蔵書の更新が必要であると考えます。

学校図書館は、学校司書の全校配置により基礎的な整備がなされ、運営の改善や利便性などが向上し、その利用状況は小学校低学年では80%以上を占めています。その一方、中学生の利用率は32.8%、高校生では10.4%と、大変低くなっています。身近な学校図書館の利用減少が、不読率につながると考えられます。学校図書館に行かない理由として、中学生では読みたい本がないという意見も16.9%あります。読書の傾向も多様化し、個々の好みや能力に合わせた選書が必要になるため、引き続き学校司書の全校配置を行いながら、学校司書のスキルアップも求められます。

学校図書館の資料等の整備については、市立図書館との連携・協力による団体貸出を継続し、各学校図書館の資料や資料情報の共有化、蔵書の共同利用や優れた教育実践の共有等学校間の連携の強化も必要です。

## 5 郷土丸亀の歴史や文化に親しむ事業の実施

郷土の歴史や文化を知り、地域に愛着と誇りを持つ子どもを育てるために、子ども向けの郷土資料や副読本の作成、地域資料を活用した学習等、丸亀の歴史や文化を継承し、未来に活かしていくための読書活動を推進します。

中央図書館では、平成27年7月より開架書架に郷土資料コーナーを設け、郷土の歴史や文化に触れやすくしました。令和元年度には、中央図書館の郷土資料の一部について件名入力を行い、よりレファレンスしやすい環境を整えています。今後も郷土資料の活用促進のため、この件名入力を進める必要があります。

さらに、令和2年8月から国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの利用を開始し、絶版等の理由で入手困難な貴重な資料も、中央図書館でその画像の閲覧が可能になりました。

しかしながら、子ども向けの地域資料が少ないことから、収集・作成が課題となっています。

---

#### <用語解説>

##### (※1)まちライブラリー

様々な場所にある本棚に本を持ち寄り人が集い、人と交流する私設図書館のことで、コミュニティセンター等で取組が行われています。

##### (※2)ブックスタート事業

子どもの成長に応じて多くの本と出会い、楽しく子育てできる環境を作っていく活動で、3か月検診の際に赤ちゃんとその保護者を対象に絵本の楽しさを伝え、絵本を1冊と読み聞かせのブックレット等をプレゼントしています。(平成15年開始)

##### (※3)セカンドブック事業

ブックスタート事業から引き続いて効果を向上させるための事業として、小学校入学前の5歳児を対象に、おすすめの絵本の中から好きな本を1冊選んでプレゼントしています。(平成24年開始)

##### (※4)読書通帳

ブックスタート・セカンドブック事業に続き、読書を習慣化するために市内小学4年生全員に配付するとともに、各図書館でも広く配布しています。通帳型で読書記録が50冊分記入でき、3つの星印でお気に入り評価ができます。(平成29年開始)

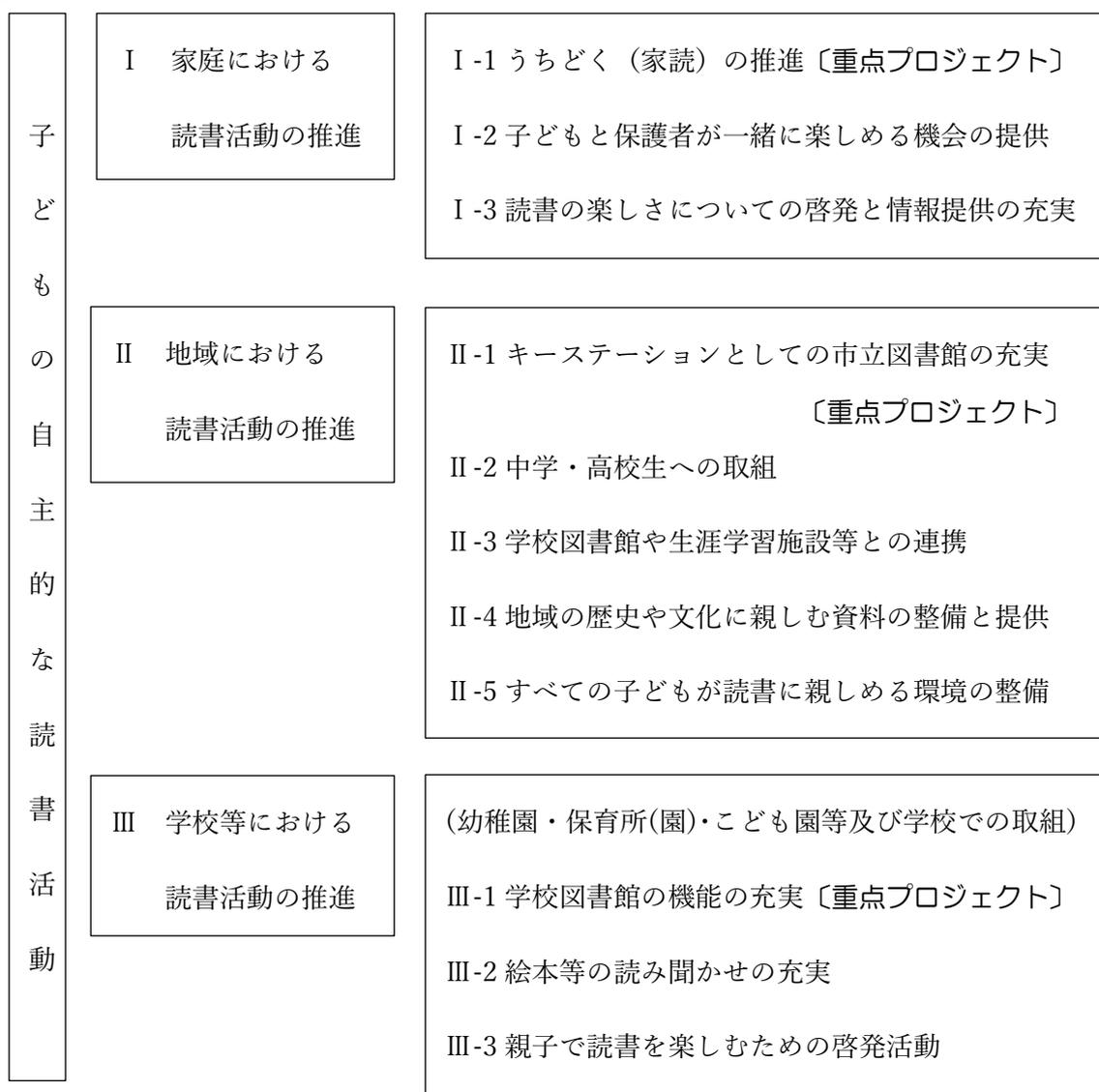


## 第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

基本方針に定める社会全体での取組を推進するため、家庭、地域、学校等がその役割を明確にし、それぞれが主体となった取組の実施に向け、施策を体系化します。

また、より効果的な推進を図るため、それぞれ1つずつ「重点プロジェクト」を設定するとともに、具体的施策を実施します。

### 1 施策の体系



## I 家庭における読書活動の推進

子どもが本に親しむきっかけをつかみ、読書習慣を身に付けていくためには、家庭の役割は重要です。乳幼児にとっての読書は、主に保護者などによる読み聞かせであり、繰り返し絵本を読んでもらうことによって、保護者の愛情を感じながら、読書の楽しさや喜びを知ることができるとともに、親子の心のつながりが深まるなど、子どもの成長に良い影響を与えます。

まず、保護者が本の読み聞かせや読書の楽しさ、大切さについて理解を深め、保護者自身が読書に親しみ、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、読書の楽しみを共有しましょう。

### 重点プロジェクト

#### I-1 うちどく（家読）の推進

ブックスタート事業及びセカンドブック事業をより効果的に実施することで、家族で読書の楽しみを共有できるうちどく（家読）の推進に努めます。また、子育て支援に関わる機関との連携を図り、事業の充実に努めます。

子どもと保護者が一緒に楽しめるような「おはなし会」等の行事の充実に努め、保護者への子どもの読書活動の大切さについての啓発を推進します。

## II 地域における読書活動の推進

子どもたちにとって多くの本と出会い、読書の楽しさを知り、必要に応じて情報を収集する場である図書館は、地域における子どもの読書活動の推進の要であり、中心的な役割が期待されています。

子どもが楽しみながら学びを深める読書習慣を身に付けることができるよう、市立図書館を中心に、児童館、コミュニティセンター、放課後留守家庭児童会(青い鳥教室)、地域子育て支援拠点(子育て支援センター、つどいの広場など)、市民交流活動センターや生涯学習施設等が連携し、読書が楽しめる拠点となるような環境の整備に努めます。

図書館では、すべての子どもが本にふれあい、主体的に読書に親しめるように、子どもの目線で利用しやすい環境を整えるとともに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）に基づき、読書に困難のある子どものアクセシブルな書籍等の調査研究を行い、一人ひとりにあった資料を充実し提供に努めます。さらに、居場所の役割として夏休み期間中は全日開館します。また、専門的職員である司書の配置を推進し、読書案内や探求的な学習の支援など専門性を活かしたレファレンスに努め、中核的な情報センターとして、時代のニーズに即した様々なメディアを活用し広報活動を行います。

地域におけるボランティア団体等、子どもに関わる様々な人々と連携・協働し、子どもの読書活動の推進に努めます。

## 重点プロジェクト

### II-1 キーステーションとしての市立図書館の充実

市立図書館は、家庭、地域、学校などにおける読書活動を推進する上でキーステーションとしての役割を担います（重要な拠点）。すべての子どもの多様なニーズに応えられるように、図書館資料の整備、専門的職員である司書の十分な人数確保やその資質向上に努めます。また、子どもの居場所としての図書館の役割を果たすとともに、子どもの読書活動の推進に係る関係機関との連携・協力体制の確立を図ります。

### III 学校等における読書活動の推進

#### [ 幼稚園・保育所（園）・認定こども園 ]

乳幼児期は豊かな感性をはぐくむ時期であり、絵本や物語等に親しむ体験が必要です。

幼稚園・保育所（園）・認定こども園では、成長段階にあった絵本や物語の読み聞かせを毎日行っています。それは子どもにとって、楽しく温かい時間であるとともに、絵本の楽しさを知り、絵本に興味を持つきっかけとなります。

保護者自身が子どもに読み聞かせる喜びや、読書の楽しさを親子で味わい、読み聞かせの大切さを実感できる機会の提供に努めます。

## [ 小学校・中学校 ]

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を育てるために、学校はかけがえない大きな役割を担っています。学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実することが示されています。そこで、学校では、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げられるように、様々な興味や関心に応える魅力的な学校図書館を整備し、広報活動などを推進して、子どもの読書意欲を高める適切な支援が行えるように努めます。

また、各教科における探求的な学習などの多彩な学習活動の場面で、子どもが主体的に意欲を持って学べるように、教諭と学校司書が協働して計画的に学校図書館活用を推進します。

学校は、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能をより一層充実し、子どもの発達段階に応じた体系的な読書指導を展開して読書の質を高めるとともに、子どもの居場所としての学校図書館の役割も十分担えるように、子どもの心に寄り添う温かい雰囲気になった学校図書館の運営に努めます。

### 重点プロジェクト

#### Ⅲ-1 学校図書館の機能の充実

学校図書館活用計画を作成し、学校図書館が「学習センター」・「情報センター」としての機能が十分果たせるように努め、子どもの主体的・意欲的な学習活動や読書活動を推進します。また、県立図書館や市立図書館及び学校間の連携により、資料の積極的な相互利用を図り、司書教諭及び学校司書に対する研修内容を工夫し、知識や経験の蓄積を共有するなど一層のスキルアップに努めます。

## 2 具体的施策

具体的施策として、これまでの取組による成果としての実績から今後の目標を定め、達成すべく図書館と関係部署が連携し取り組みます。

具体的施策		内 容	R元年度 実 績	R7 年度 目 標	関係部署	体系
1	うちどく(家読)の広報啓発	ブックスタート、セカンドブック事業の実施により家庭での読書の大切さを伝える。 (セカンドブック配布率)	88.7%	90%	健康課 幼保運営課	I-1 I-3
2	おはなし会等多彩な行事の開催	図書館職員やボランティアによるおはなし会等の行事を開催し、子どもと保護者が一緒に楽しめる機会を提供し、本の楽しさや魅力を伝える。	実施	充実	生涯学習課	I-2
3	読み聞かせ講座等研修会の開催	うちどく(家読)の推進につながる講演会、読み聞かせ講座、研修会を開催し、読書することの大切さの啓発を図る。 (講座等開催数)	3回	4回	生涯学習課	I-1 I-3
4	司書の充実	市立図書館に十分な司書数の配置を継続し、研修会の参加等スキルアップを図る。(司書数)	18名	継続		II-1
5	利用しやすい図書の配架	市立図書館の蔵書の充実、また赤ちゃんコーナー、子育て支援コーナーを整備し利用しやすい配架を図ることにより児童図書の貸出冊数を増やす。 (児童図書貸出冊数)	335,858冊	350,000冊		II-1
6	市立図書館への見学の積極的な受入れ	読書することのきっかけ作りを目的に、図書館の利用方法の説明、おはなし会、またライブラリーツアーを実施する。 (見学受入れ件数)	9件	15件	広聴広報課 幼保運営課 学校教育課	II-1
7	ボランティアの養成	市立図書館でのボランティア募集と養成講座の実施、学校図書館でのボランティア活動の促進と活性化を図る。(養成講座等開催数)	なし	3回	学校教育課 生活環境課	II-1

具体的施策		内 容	R元年度 実績	R7年度 目標	関係部署	体系
8	ティーンズコーナーの充実	中学・高校生を対象にしたコーナーや特集コーナーの設置と充実。	市立図書館全館実施済	充実	産業観光課 ほか	II-2
9	中学・高校生が主体となる行事の開催	中学・高校生による読書案内、市立図書館でのイベントの実施。		実施	学校教育課	II-2
10	ITを活用した広報活動	中学・高校生のコミュニケーションの手段の1つであるSNS等を利用した新たな広報活動を行う。	フェイスブックの活用	実施	広聴広報課	II-2
11	移動図書館車の巡回充実	幼稚園、保育所(園)、認定こども園、児童館、コミュニティセンターへの巡回により子どもに本の楽しさを伝える。 (児童図書貸出冊数)	39,649冊	50,000冊	人権課 幼保運営課 子育て支援課 生活環境課	II-3
12	青い鳥教室、児童館、コミュニティセンター等における読書活動の推進	団体貸出サービスをより充実することにより、読書活動を推進する。 (団体貸出冊数)	青い鳥教室 3,647冊 児童館 1,381冊 ボランティア 団体等 854冊 合計 5,882冊	8,000冊	人権課 教育部総務課 子育て支援課 生活環境課	II-3
13	市民交流活動センターを活用した読書活動の推進	様々な分野と連携して、子どもと本をつなぐ活動を行う。		実施	生涯学習課 ほか全課	II-3
14	学校図書館と市立図書館との連携	教科に即した図書をテーマごとに集め、団体貸出やリスト等情報提供を行い、学校図書館の学習・情報センターの機能を支援する。	実施	充実	学校教育課	II-3
15	地域資料の収集・作成	郷土の昔話の冊子や紙芝居を作成する。丸亀市に特化した歴史資料の収集、副読本の活用。		実施		II-4
16	すべての子どもが読書に親しめる環境の整備	障がいのある子どもや外国人の子どもが読書を楽しめるよう本の選定を行い、子どものニーズに応じた様々な形態の資料を整備する。 (市立図書館の蔵書数)	点字絵本 208冊 点訳図書 19冊 外国語図書 2,588冊	充実	幼保運営課 学校教育課	II-5

具体的施策		内 容	R元年度 実績	R7年度 目標	関係部署	体系
17	学校での読書の時間の確保	「朝の読書活動」等学校での一斉読書活動の時間を設ける。（「朝の読書活動」等実施率）	84%	100%	学校教育課	Ⅲ-1
18	学校図書館活用計画の作成	学校図書館活用計画を作成し、学校図書館を計画的に利用する。（学校図書館活用計画の作成実施率）	作成 64% 活用 100%	100%	学校教育課	Ⅲ-1
19	学校図書館の資料の充実	文部科学省が定めた学校図書館図書標準（※1）の達成のため計画的な蔵書に努める。	88%	100%	学校教育課	Ⅲ-1
20	学校司書の全校配置・充実	今後も全校で配置し、研修等も充実させる。（図書館での研修回数）	全校配置 済 （なし）	100% （1回）	学校教育課	Ⅲ-1
21	児童・生徒による学校図書館運営	ポップ作り、図書館だよりでの本の紹介等自主的な活動を推進する。（実施率）	88%	充実実施	学校教育課	Ⅲ-1
22	学校図書館の運営	学校図書館における図書の配架や図書の紹介の工夫、読書スペースの整備を図る。	ほぼすべての学校で実施 96%	充実	学校教育課	Ⅲ-1
23	学校図書館の資料のネットワーク化	ネットワーク化による学校図書館相互の資料の利用。		実施	学校教育課	Ⅲ-1
24	幼稚園・保育所（園）・認定こども園や学校図書館の団体貸出等の利用充実	団体貸出サービスをより多く利用することにより、読書環境を整備し読書活動の推進を図る。（団体貸出冊数）	3,911冊	6,000冊	幼保運営課 学校教育課	Ⅲ-1 Ⅲ-2 Ⅲ-3
25	読書を楽しむ環境の整備	幼稚園、保育所（園）、認定こども園での発達段階に応じた絵本の読み聞かせや、蔵書絵本の充実を図り、保護者に向けた本の紹介、リスト作成、貸出により家庭での読書活動を推進する。	ほとんどの幼稚園・保育所（園）・認定こども園で実施	継続	幼保運営課	Ⅲ-2 Ⅲ-3

（※1）学校図書館図書標準とは

公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたものです。

### 3 施策の推進

#### (1) 計画の進行管理

本計画に基づく取組を効果的に推進していくため、関係機関と連携・協力します。また、実施計画について、子ども読書活動推進協議会において目標の設定・評価を行う等、定期的な進行管理を行います。

#### (2) 財政上の措置

本計画で掲げられた各種施策を実現するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、国、県等の補助制度について調査研究をし、優先的に財源の確保を図ります。

#### (3) 市各部局が連携した取組

令和元年6月に公布・施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、本市では令和2年度から生涯学習の拠点施設である図書館の所管を教育委員会から市長部局に移管しましたが、これまで同様、教育委員会と連携し、さらに他の行政分野とも協力して子どもの読書活動の推進を図ります。

#### (4) コロナ禍に対応した図書館運営

令和2年、感染経路や治療法等が明確に解明されていない新型コロナウイルス感染症が、短期間のうちに世界中に感染が拡大し、国内においても様々な業種に休業要請がなされ、本市図書館についても休館を余儀なくされました。こうしたコロナ禍の状況は当分続くことが想定されるため、様々な感染への予防対策を行い、知る自由を保障する機関として情報提供のあり方を工夫し、図書館サービスの持続に努めます。



## 資 料

---

### 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

#### I 調査の概要

##### 1 調査の目的

第4次丸亀市子ども読書活動推進計画策定の参考とするため。

##### 2 調査方法

###### (1) 調査対象

市内幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、高等学校に通う乳幼児・児童生徒から、地域及び児童生徒等の人数のバランスを考慮して抽出。

###### (2) 調査人数

1, 740人 有効調査票：1, 635票（回収率94.0%）

－内訳－	乳幼児（0～5歳）	427人（9保育所、2幼稚園、7こども園）
	小学生（1～3年生）	268人（5校）
	小学生（4～6年生）	303人（3校）
	中学生	283人（4校）
	高校生	349人（3校）

###### (3) 調査時期及び実施方法

令和元年11月22日（金）～12月6日（金）

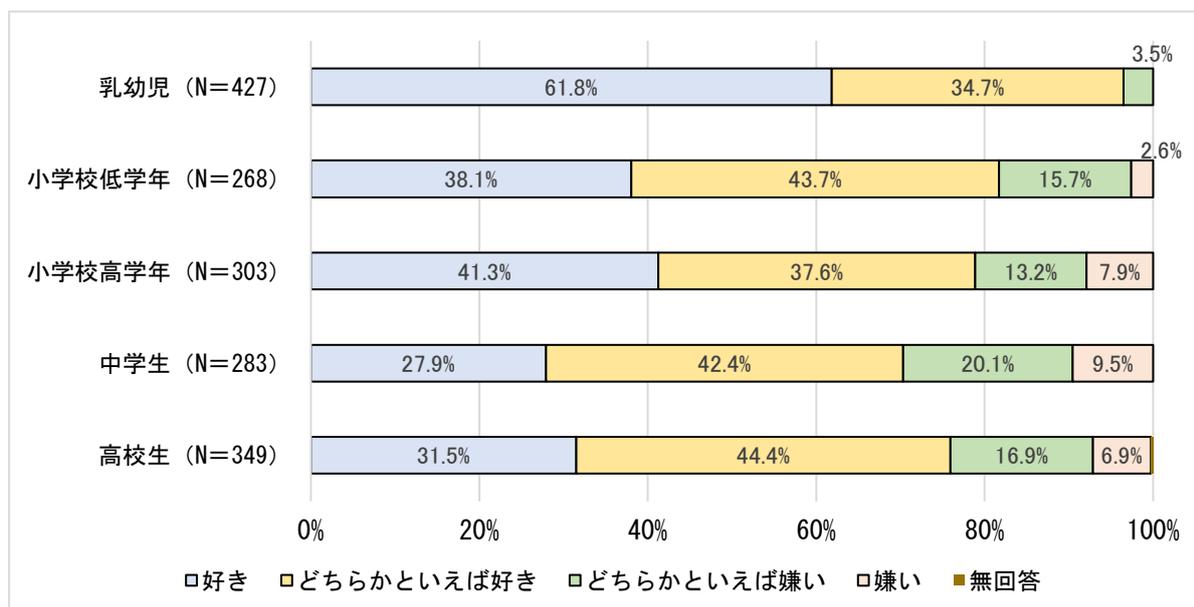
小学3年生以下は保護者が回答、小学4年生以上は本人が回答。

#### 3 報告書の見方

- (1) 回答率（%）は、その質問の回答者数を基数（N=Number of case の略）として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%ちょうどにならない場合があります。
- (2) 複数回答の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。
- (3) 本市における平成22年と平成27年の実態調査との比較を行っています。

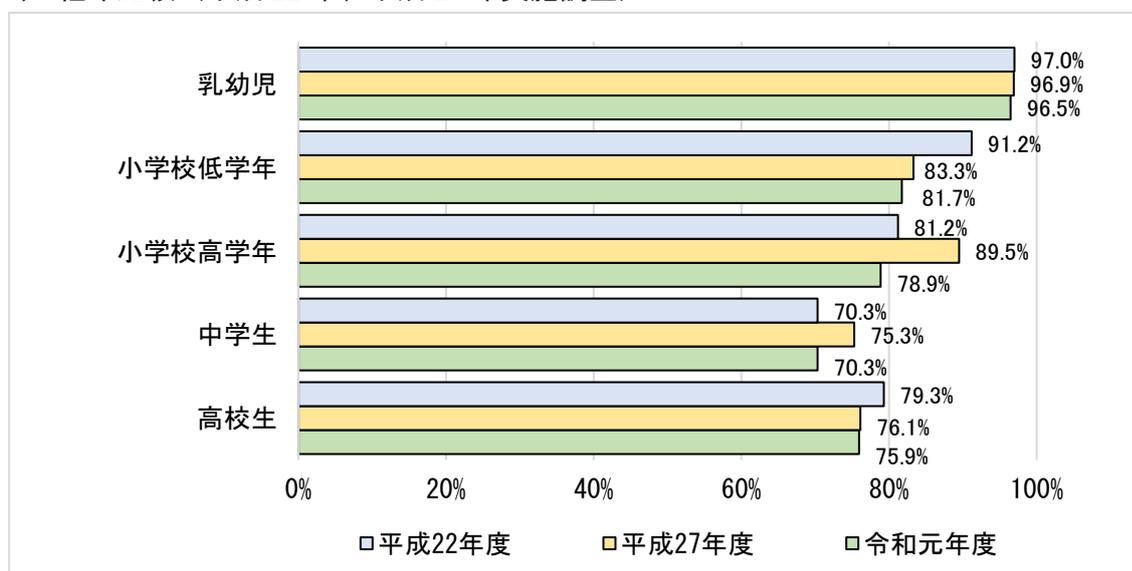
## II 調査結果

### 1 読書（絵本の読み聞かせ）について



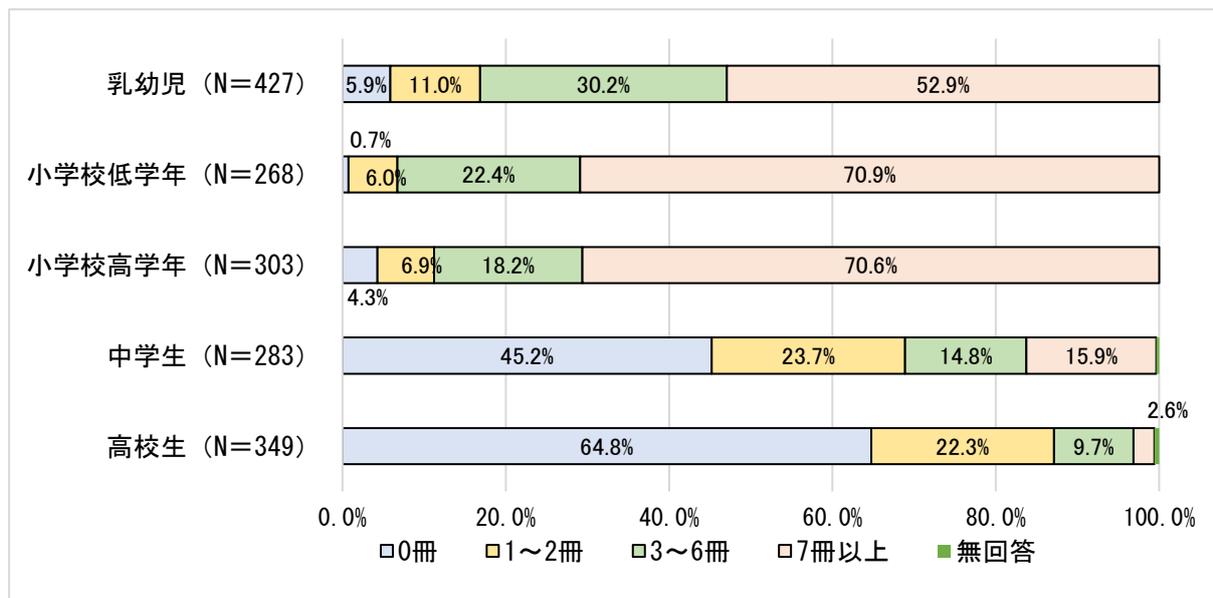
本を読んだり、絵本等の読み聞かせについては、中学生以外では『好き』（「好き」「どちらかといえば好き」を合わせた割合）との回答が7割以上を占めている。

### ◇ 経年比較（平成22年、平成27年実施調査）



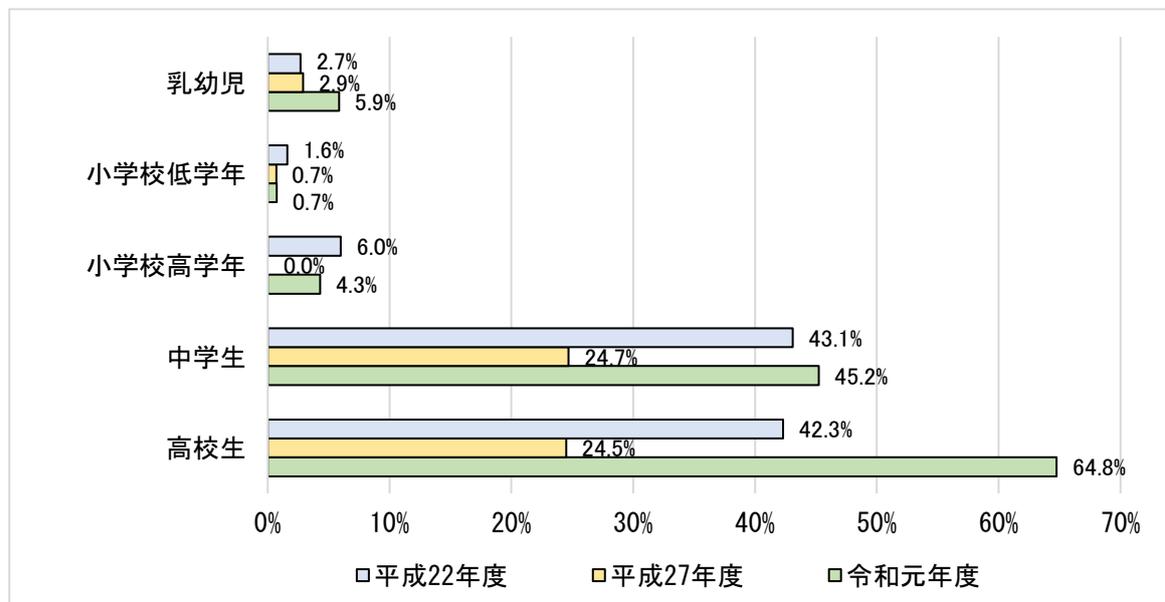
本を読んだり、絵本等の読み聞かせについて『好き』『どちらかといえば好き』との回答は前回と比較し、どの年代でも下回る結果となっている。

## 2 1か月間の読書量について



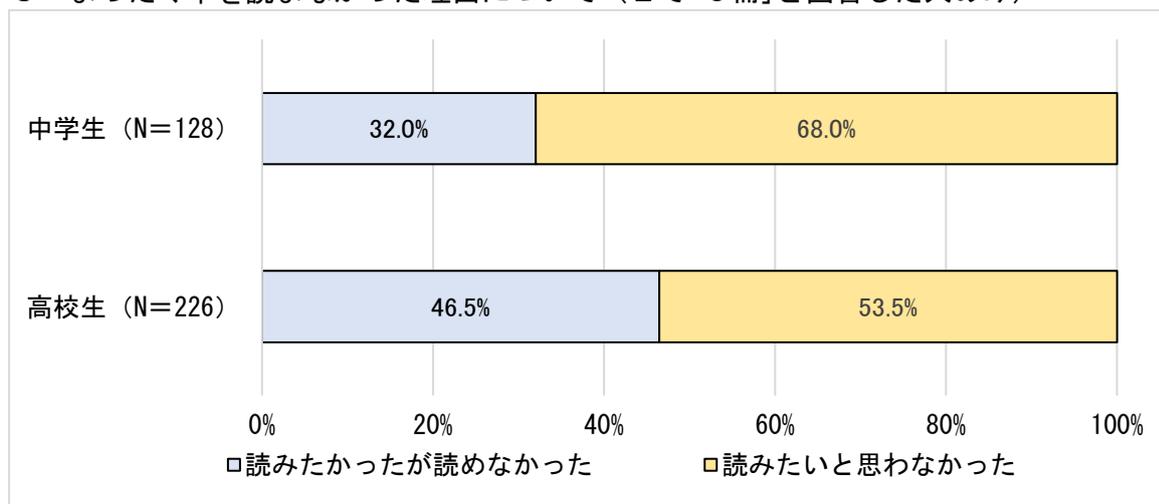
子どもの1か月の読書量については、小学校高学年まで「7冊以上」と回答した人が最も多く、また8割以上が月に3冊以上読んでいると回答している。一方、中学生では45.2%、高校生では64.8%が「0冊」と回答している。

### ◇ 不読率の経年比較（平成22年、平成27年実施調査）



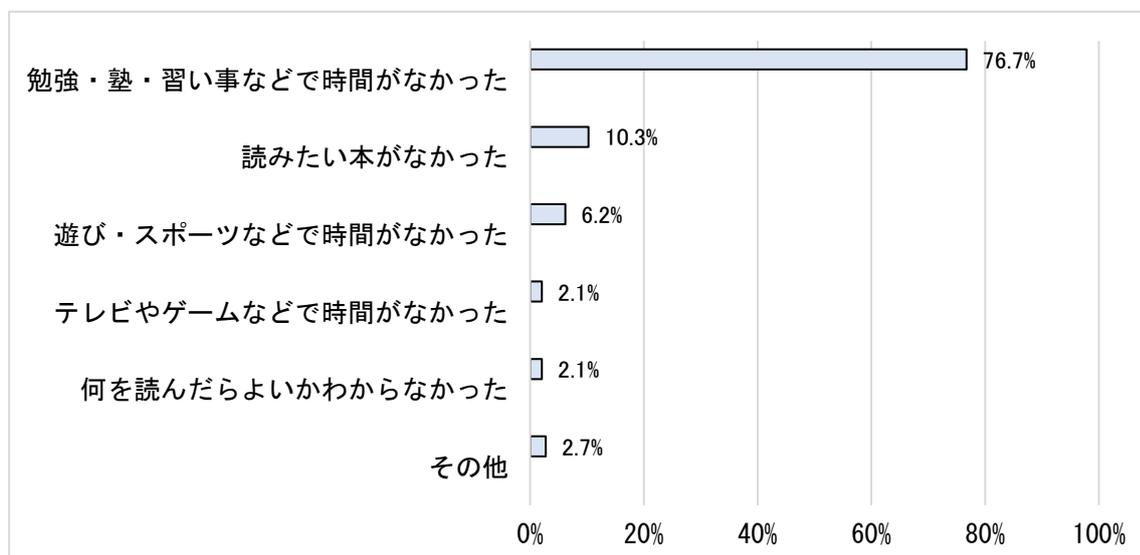
この1か月の読書量が「0冊」と回答した人は、前回と比較すると小学校低学年以外は高くなっており、特に中学生では約45%、高校生では約65%と2割以上増加している。

### 3 まったく本を読まなかった理由について（2で「0冊」と回答した人のみ）



子どもが本を読まなかった理由について、「読みたいと思わなかった」との回答が、中学生では68%、高校生では53.5%と多くなっている。

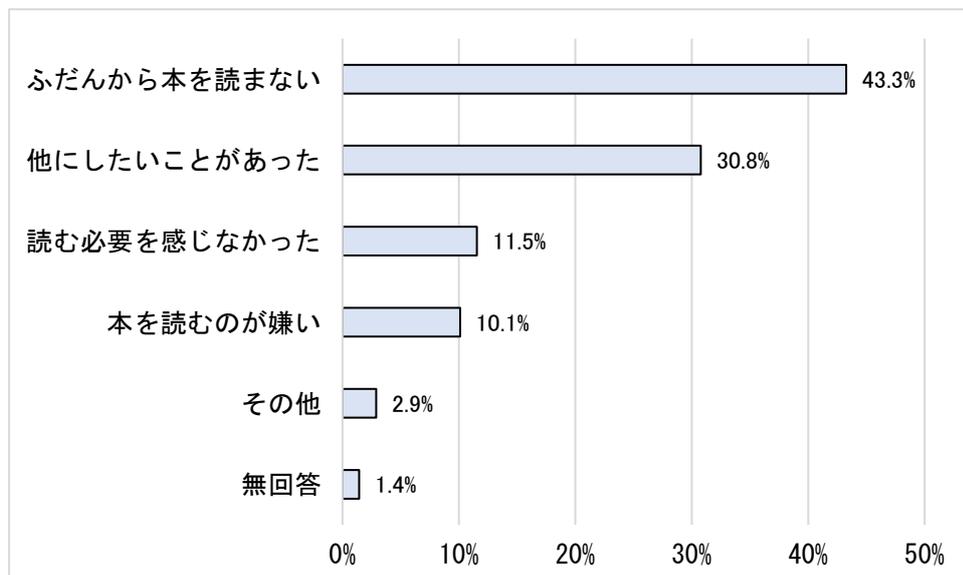
### 4 読みたかったが読めなかった理由について〈中学生以上〉 （3で「読みたかったが、読めなかった」と回答した人のみ）



子どもが本を読めなかった理由について、「勉強・塾・習い事・部活などで時間がなかった」との回答が76.7%と多くなっている。

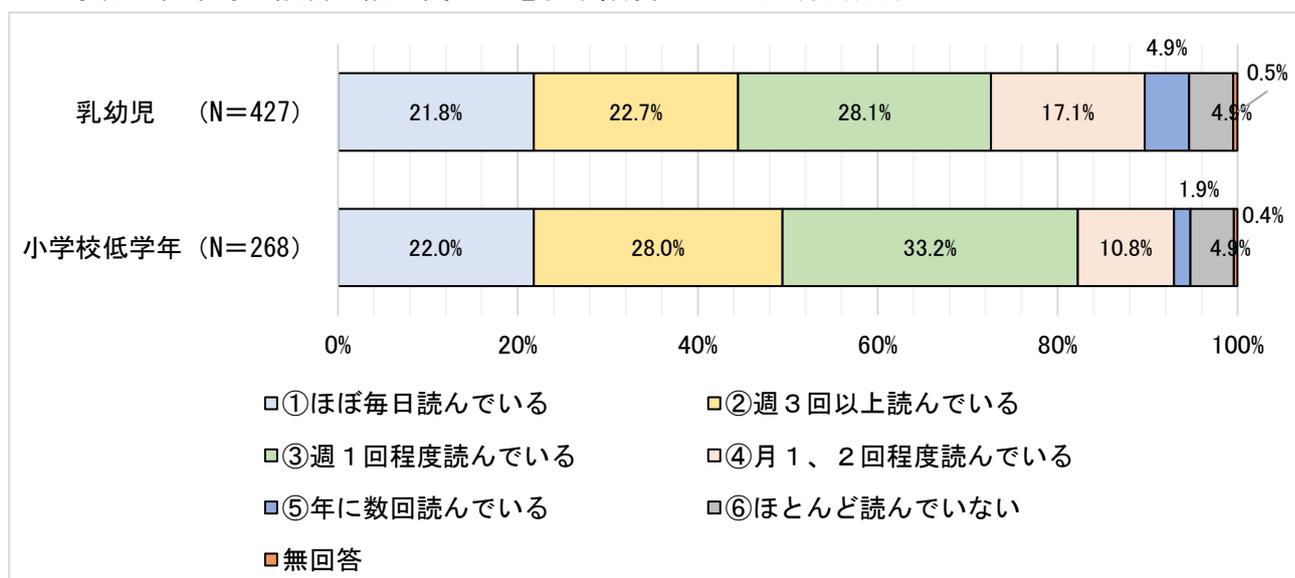
## 5 読みたいと思わなかった理由について

(3で「読みたいと思わなかった」と回答した人のみ)



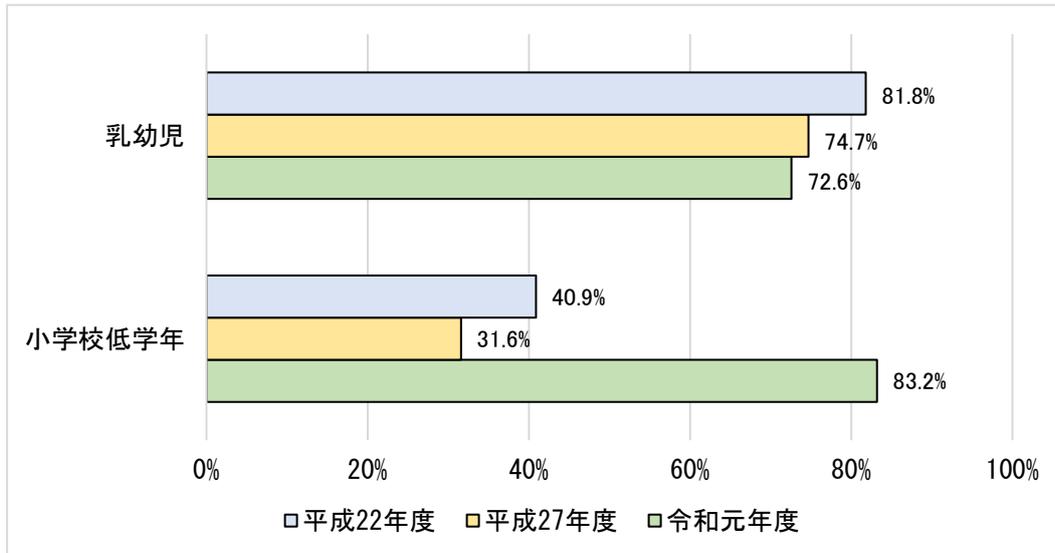
子どもが本を読みたいと思わなかった理由について、「ふだんから本を読まない」との回答が43.3%と最も多く、次いで「他にしたいことがあった」(30.8%)、「読む必要を感じなかった」(11.5%)、「本を読むのが嫌い」(10.1%)の順となっている。

## 6 家庭で絵本等の読書・読み聞かせを行う頻度について〈乳幼児〉



絵本等の読書や読み聞かせの頻度については、「週に1回程度読んでいる」との回答が乳幼児で28.1%、小学校低学年で33.2%と最も多くなっている。また週1回以上の頻度で読書や読み聞かせを行っているのは乳幼児で約7割、小学校低学年で約8割となっている。

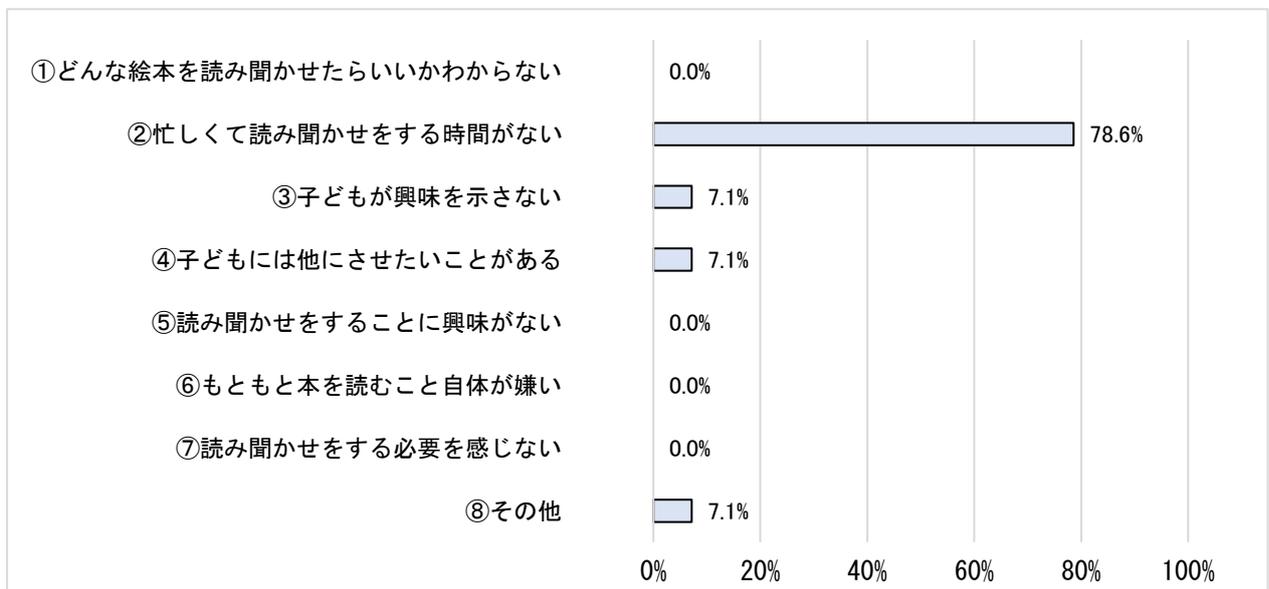
経年比較（平成 22 年、平成 27 年実施調査）



家で週1回以上本を読んでいる割合について、前回、前々回と比較すると、小学校低学年では大幅に増加し、乳幼児は減少傾向ではあるが70%以上を維持している。

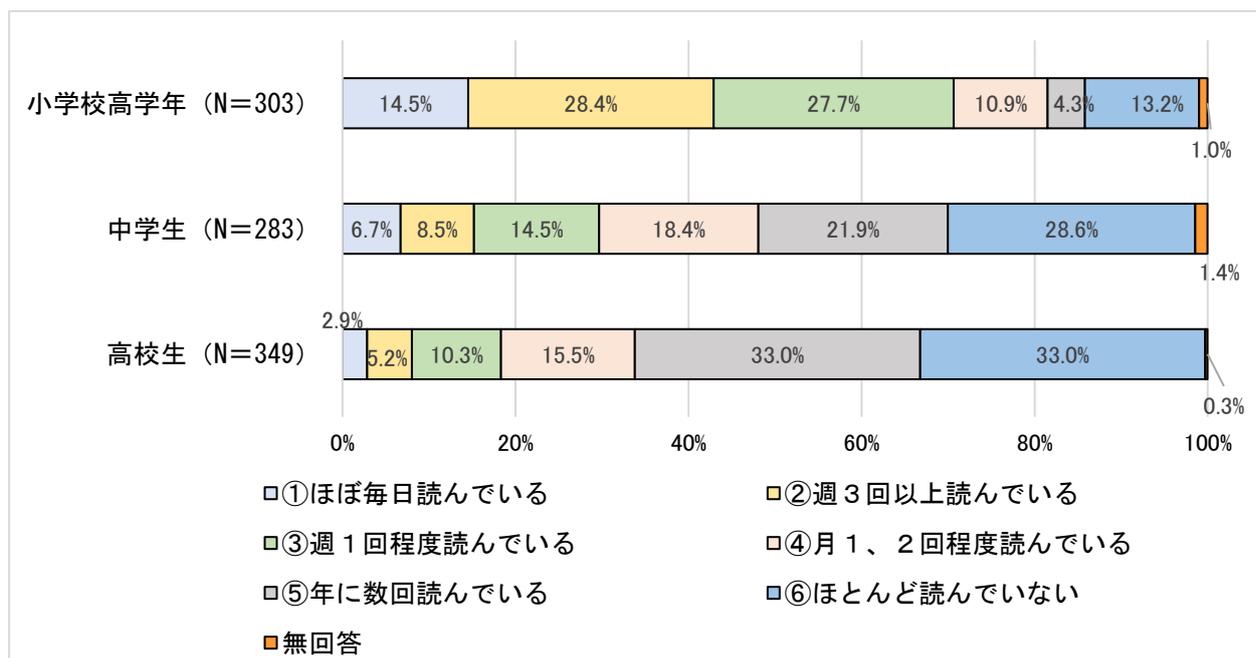
7 子どもに絵本等の読み聞かせをあまり行っていない理由〈乳幼児〉

（1ヶ月間に1冊も本を読んでいない、その理由を「読みたかったが読めなかった」と回答した人のみ）



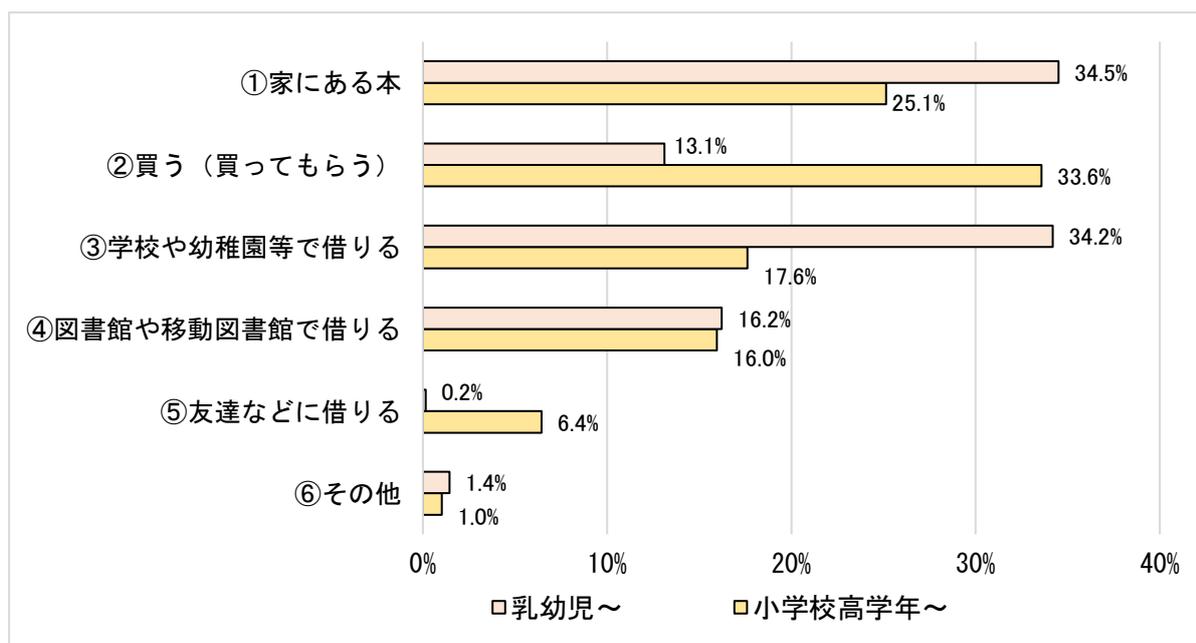
家庭で子どもに絵本等の読み聞かせを行っていない理由については、「忙しくて読み聞かせをする時間がない」との回答が78.6%と多くなっている。

## 8 家で本を読む頻度について〈小学校高学年～高校生〉



家での読書の頻度については、小学校高学年では「週3回以上読んでいる」が28.4%と最も多く、7割以上の方が週1回以上は読んでいるという回答となっている。一方で、中学生以上では「ほとんど読んでいない」の回答が約3割と最も多く、週1回以上読んでいる人は中学生で29.7%、高校生では18.4%と低い結果となっている。

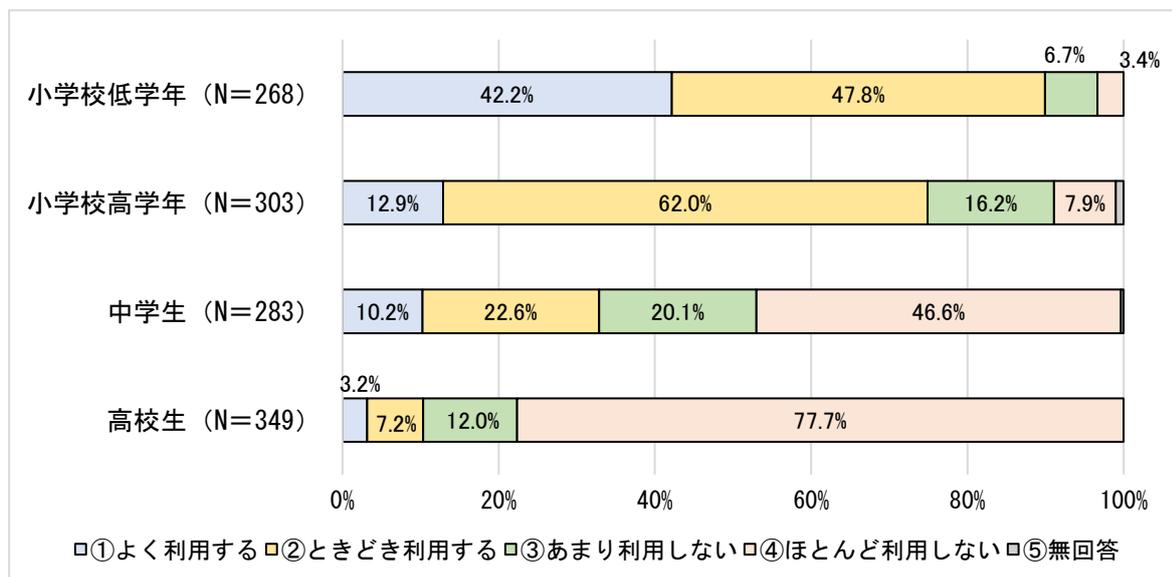
## 9 本を読むときの入手方法



本を読むときの本の入手方法は、乳幼児～小学校低学年では「家にある本を読む」との回答が34.5%と最も多く、次いで「学校や幼稚園等で借りる」(34.2%)、「買う」(13.1%)の順で続いている。

小学校高学年～高校生では、「買うまたは買ってもらう」が33.6%、「家にある本を読む」(25.1%)、「まちの図書館や移動図書館で借りる」(17.6%)の順となっている。

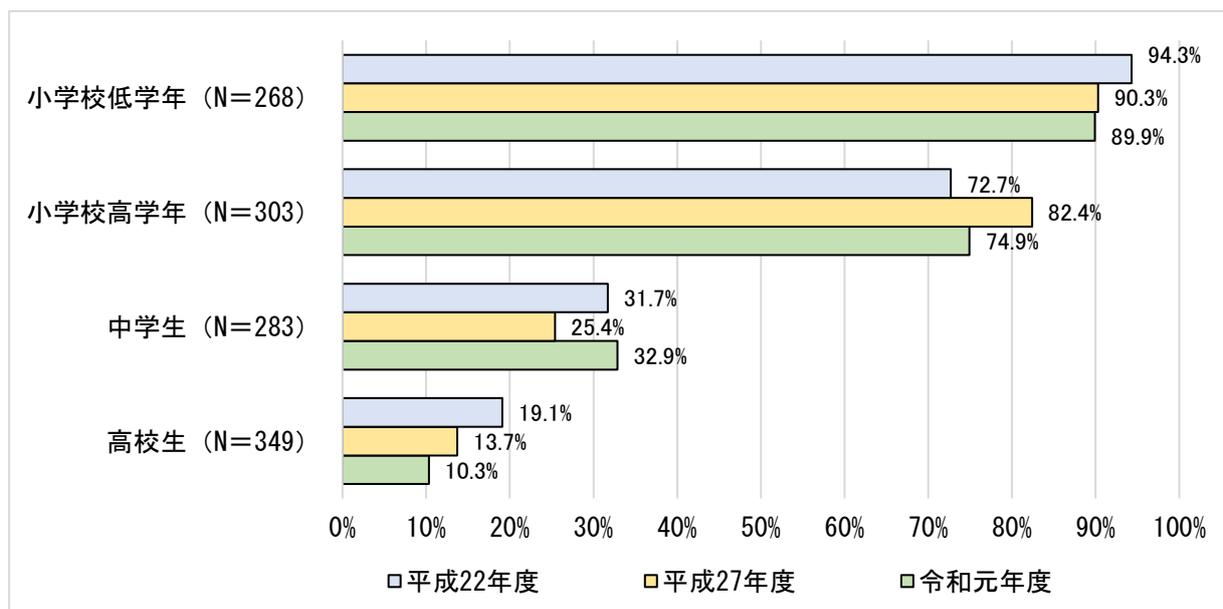
### 10 学校図書館の利用頻度〈小学校低学年以上〉



学校図書館の利用頻度は、小学校低学年では「ときどき利用する」との回答が47.8%と最も多く、小学校高学年も「ときどき利用する」が62.0%と最も多く、次いで「よく利用する」(12.9%)となっており、小学生では8割以上の児童が学校図書館を利用していることがわかる。

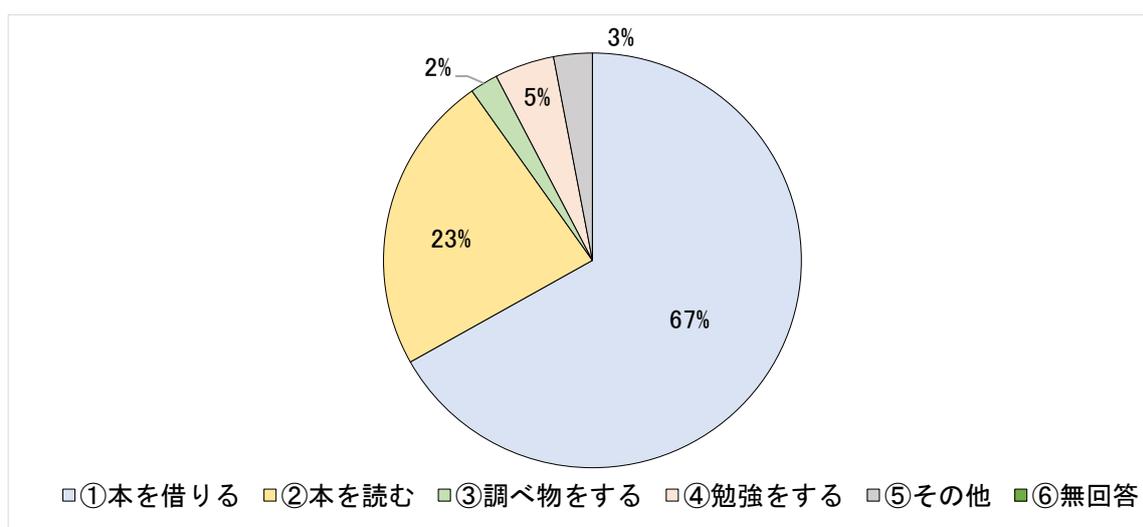
一方で、中学生以上では「ほとんど利用しない」が最も多い割合を占め、図書館の利用は中学生では約3割、高校生では約1割となっている。

◇ 経年比較（平成 22 年、平成 27 年実施調査）



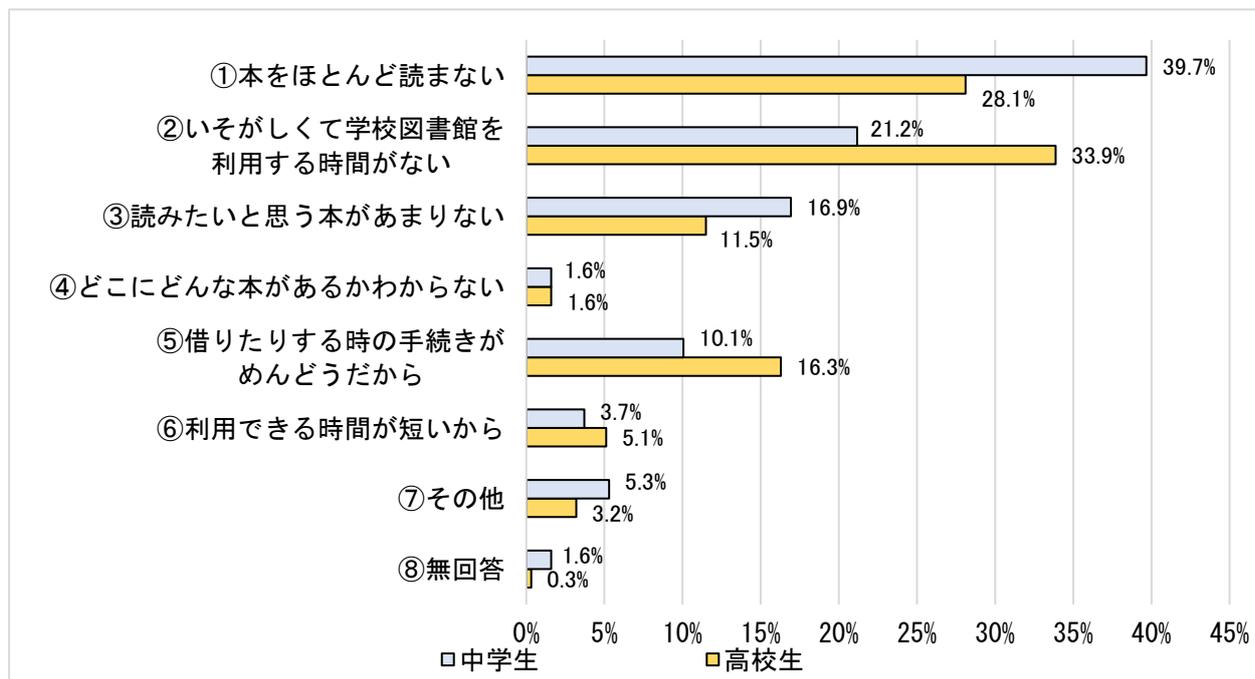
学校図書館を『利用している』（「よく利用する」と「ときどき利用する」を合わせた回答）との回答について、これまでの調査結果と比較すると、小学校低学年ではやや下回る結果となっているが、小学校高学年では前回調査結果より 2.3%、中学生では、7.5%上回る結果となっている。

11 学校図書館をよく利用する理由〈小学校高学年以上〉  
 （10で「よく利用する」「ときどき利用する」と回答した人のみ）



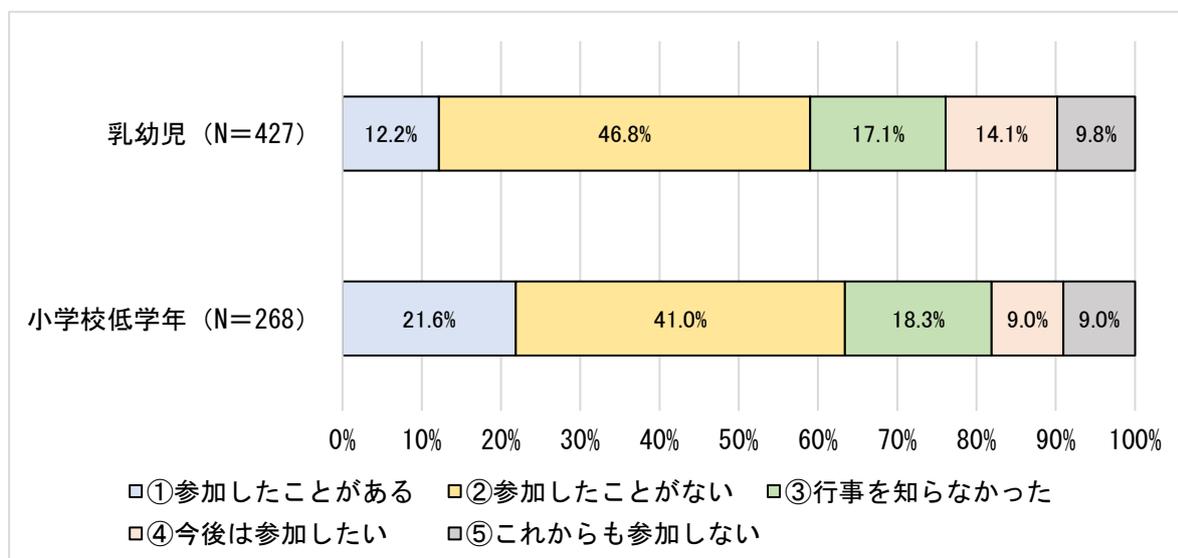
学校図書館の利用目的は、「本を借りる」が 66.8%と多く、次いで「本を読む」（23.4%）の順となっている。

12 学校図書館をあまり（ほとんど）利用しない理由〈中学生以上〉  
 （10で「あまり利用しない」「ほとんど利用しない」と回答した人のみ）



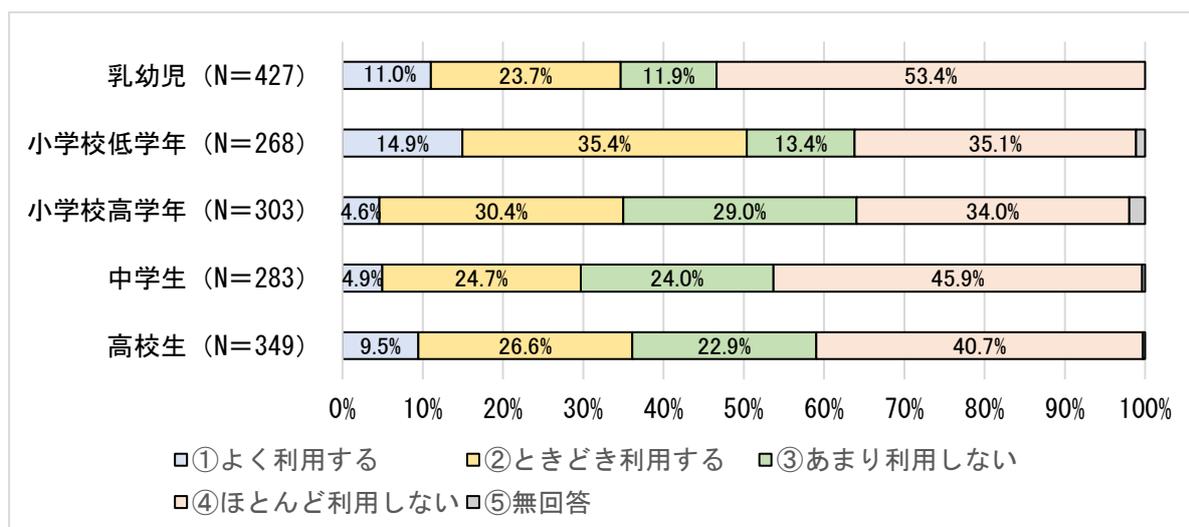
学校図書館を利用しない理由は、中学生では「本をほとんど読まない」が39.7%、高校生では「いそがしくて学校図書館を利用する時間がない」が33.9%となっている。

13 まちの図書館で行っているおはなし会やクリスマス会などの行事への参加について



まちの図書館で行っている行事の参加状況は、乳幼児～小学校低学年では4割以上が「参加したことがない」で最も多く、約2割が「行事を知らなかった」と回答している。

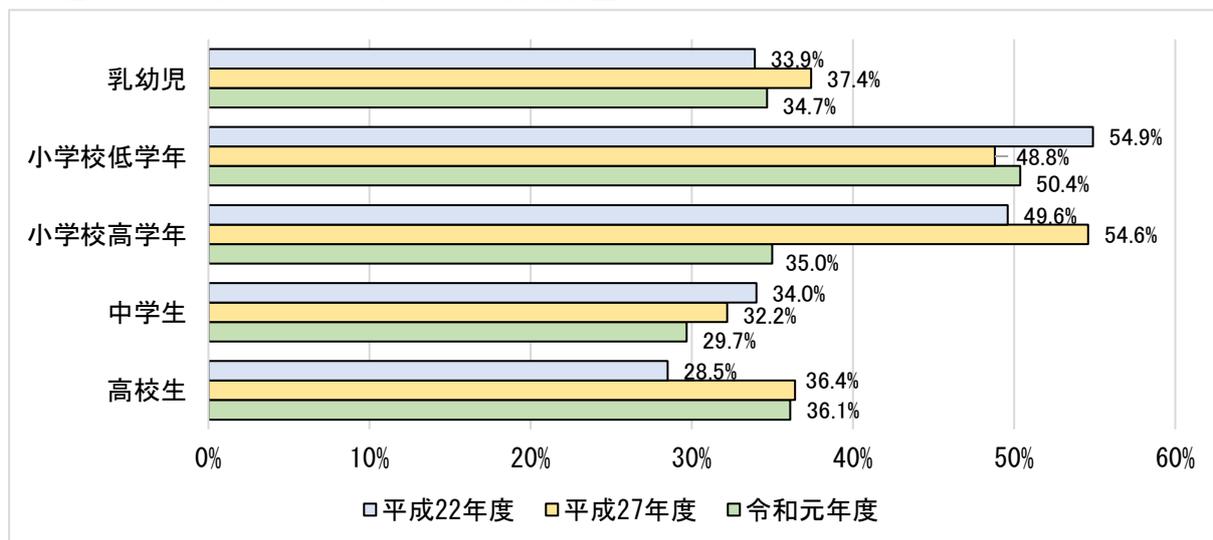
## 14 まちの図書館の利用頻度



まちの図書館の利用は、小学生では、低学年の「よく利用する」「ときどき利用する」と合わせると、半数以上の人まちの図書館を利用しているという結果となっている。

一方で、乳幼児および中学生以上では「ほとんど利用しない」の回答が最も多く占め、まちの図書館の利用が乳幼児および中学生、高校生では4割未満となっている。

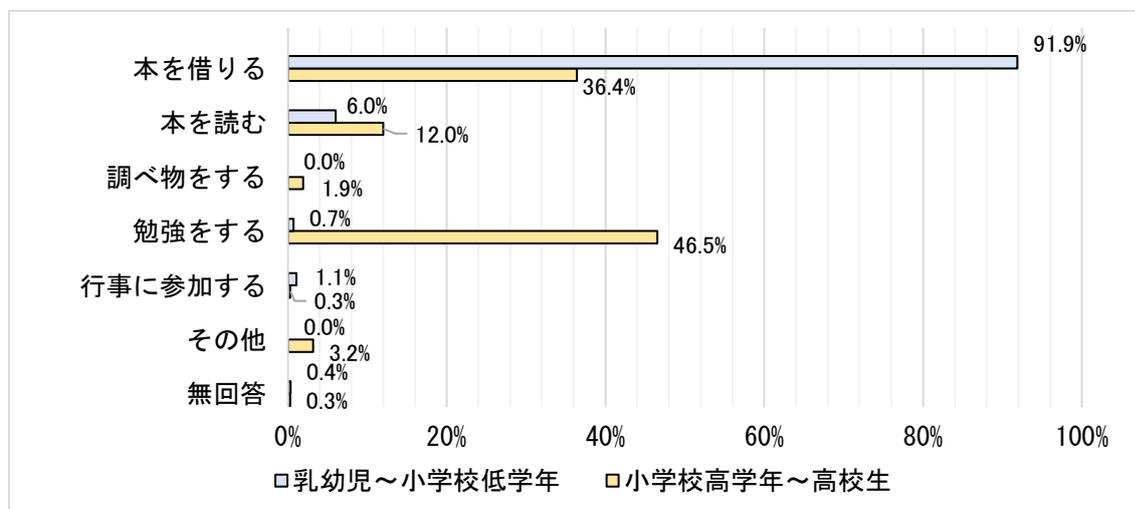
### ◇ 経年比較（平成22年、平成27年実施調査）



まちの図書館を『利用している』（「よく利用する」と「ときどき利用する」を合わせた割合）との回答は、小学校低学年では前回（48.8%）から1.6%増え、小学校高学年以上は減っている。

## 15 まちの図書館を利用する理由

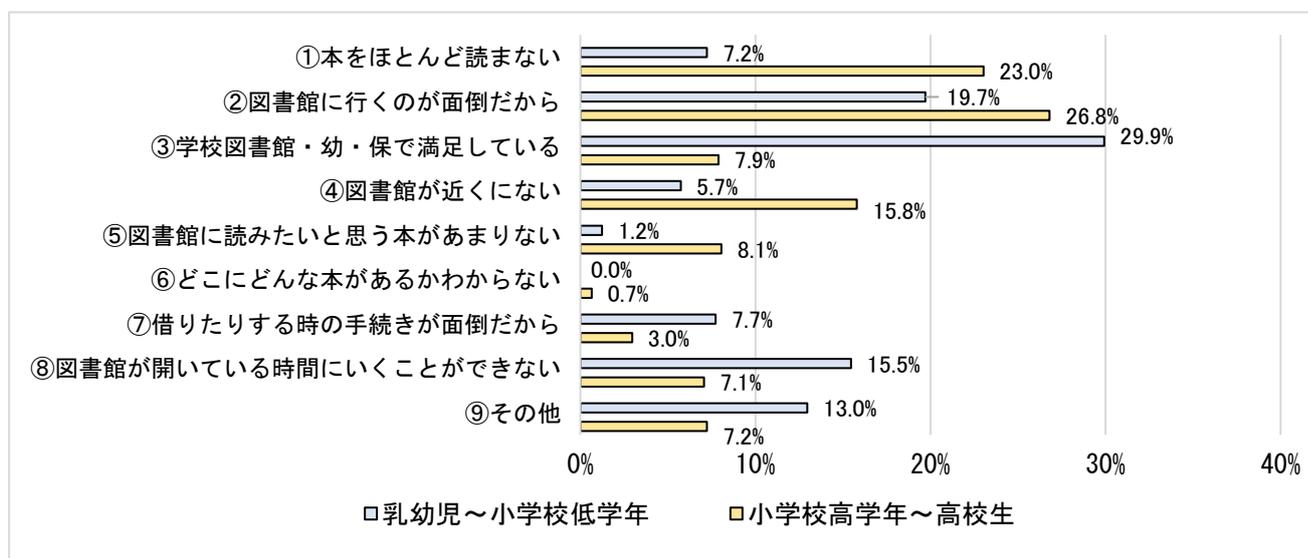
(14で「よく利用する」「ときどき利用する」と回答した人のみ)



まちの図書館の利用目的は、乳幼児～小学校低学年では「本を借りる」が最も多くなっており、大半を占める結果となっている。小学校高学年以上では、「勉強する」(46.5%)、ついで「本を借りる」(36.4%)となっている。

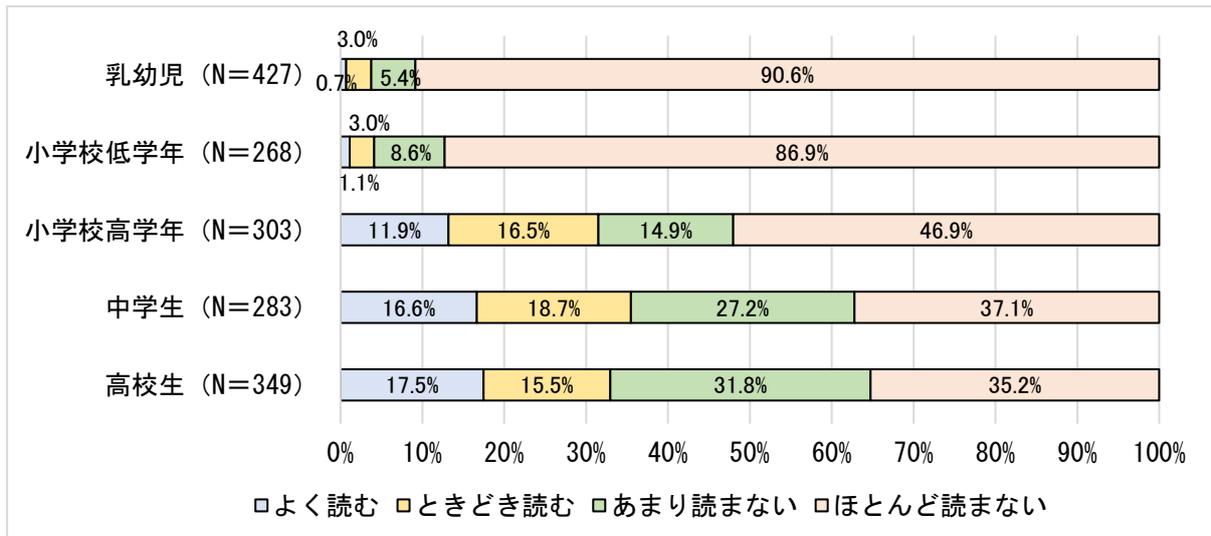
## 16 まちの図書館をあまり(ほとんど)利用しない理由

(14で「あまり利用しない」「ほとんど利用しない」と回答した人のみ)



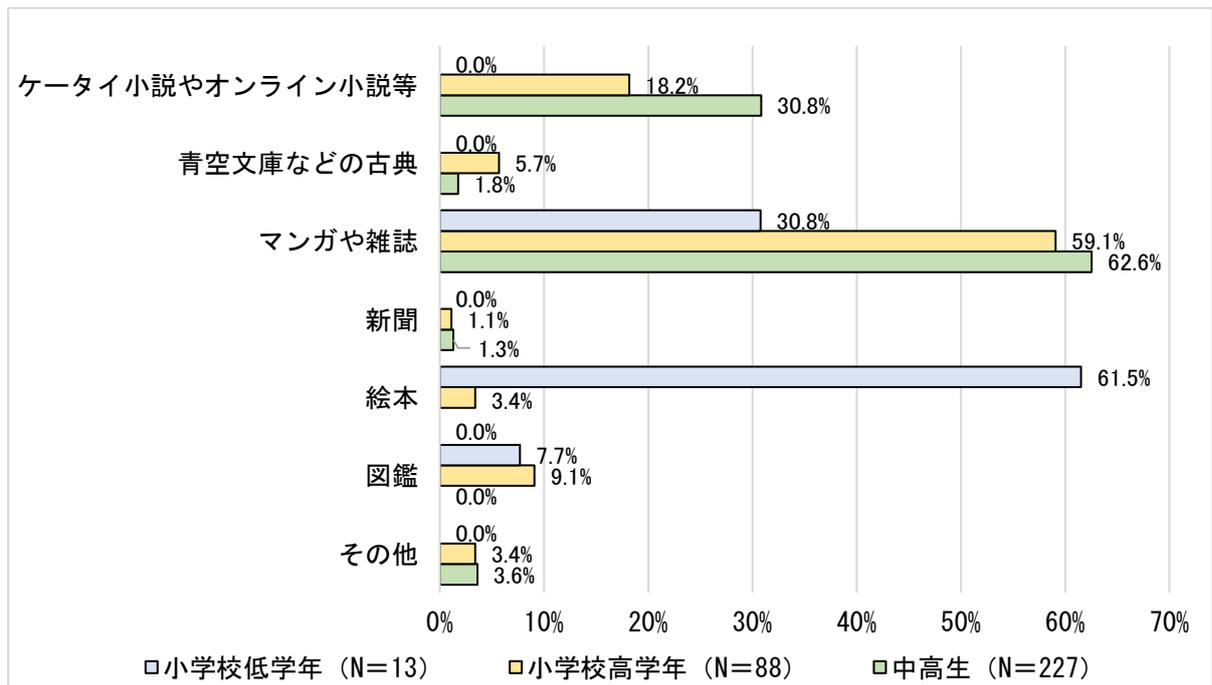
まちの図書館を利用しない理由は、乳幼児～小学校低学年では「学校図書館、幼稚園・保育所で満足している」(29.9%)が多く、小学校高学年から高校生では「まちの図書館に行くのが面倒だから」(26.8%)が多くなっている。

## 17 電子書籍での読書について



電子書籍を利用する読書は、小学校高学年以上でも6割以上が「あまり読まない」、「ほとんど読まない」となっている。

## 18 電子書籍のジャンルについて



中学・高校生の電子書籍の利用は、マンガや雑誌などが約6割、ついでケータイ小説やオンライン小説が約3割となっている。

## アンケート調査結果の経年比較

### 1 家庭における読書活動の推進

#### ○家庭での読書状況について

区分	平成 22 年数値		平成 27 年数値		令和元年数値	
	週 1 回 以上	週 3 回 以上	週 1 回 以上	週 3 回 以上	週 1 回 以上	週 3 回 以上
小学校高学年	68.2%	44.9%	74.9%	55.2%	70.6%	42.9%
中学生	34.3%	17.7%	41.2%	25.3%	29.7%	15.2%
高校生	25.7%	13.8%	28.3%	17.1%	18.4%	8.1%

#### ○家庭での読書・読み聞かせ状況について

区分	平成 22 年数値		平成 27 年数値		令和元年数値	
	週 1 回 以上	週 3 回 以上	週 1 回 以上	週 3 回 以上	週 1 回 以上	週 3 回 以上
乳幼児	82.3%	50.0%	74.7%	46.8%	72.6%	44.5%
小学校低学年	41.6%	25.8%	31.6%	11.3%	83.2%	50.0%

### 2 地域における読書活動の推進

#### ○本が好きかきらいか

区分	平成 22 年数値	平成 27 年数値	令和元年数値
	本が好き又はどちらかといえば好きと答えた子どもの割合		
乳幼児	97.0%	96.9%	96.5%
小学校低学年	91.2%	83.3%	81.8%
小学校高学年	81.2%	89.5%	78.9%
中学生	70.3%	75.3%	70.3%
高校生	79.3%	76.1%	75.9%

#### ○本の入手方法について

区分	平成 22 年数値	平成 27 年数値	令和元年数値
	本をよむとき、まちの図書館や移動図書館で借りると答えた子どもの割合（2つ選択で）		
乳幼児	32.9%	15.4%	16.2%

○市立図書館の利用状況について

		平成 22 年数値	平成 27 年数値	令和元年数値
	区分	よく又はときどき利用する子どもの割合		
	乳幼児	33.9%	37.4%	34.7%
	小学校低学年	55.0%	48.8%	50.3%
	小学校高学年	49.6%	54.6%	35.0%
	中学生	34.0%	32.2%	29.6%
	高校生	28.5%	36.4%	36.1%

3 幼稚園・保育所（園）・認定こども園における読書活動の推進

○読み聞かせの実施状況について

		平成 22 年数値	平成 27 年数値	令和元年数値
	区分	毎日のように実施		
	乳幼児	100.0%	100.0%	100.0%

4 小学校・中学校における読書活動の推進

○学校図書館の利用頻度について

		平成 22 年数値	平成 27 年数値	令和元年数値
	区分	よく利用する又はときどき利用する		
	小学校低学年	94.4%	90.3%	90.0%
	小学校高学年	72.9%	82.4%	74.9%
	中学生	31.8%	25.4%	32.8%
	高校生	19.1%	13.7%	10.4%

## 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について、準用する。

### （都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなけ

ればならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### （子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### （財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

---

#### 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 計画策定の経緯

日 程	計画策定に係る会議等	備 考
令和元年 10 月 25 日	第 2 回 子ども読書活動推進協議会	策定の進め方について 読書活動に関するアンケート調査について
11 月 22 日～12 月 6 日	アンケート調査実施	
令和 2 年 8 月 27 日	第 1 回 子ども読書活動推進協議会	アンケート調査結果について 前計画の進捗状況及び計画素案について
10 月 16 日	第 1 回丸亀市図書館協議会	計画素案について
11 月 26 日	第 2 回 子ども読書活動推進協議会	計画素案について パブリックコメントの実施について
12 月 9 日	生活環境委員会協議会	計画素案の説明
令和 3 年 1 月～2 月	パブリックコメントの実施	1 月 4 日～2 月 3 日 (意見提出 無)
2 月	第 3 回 子ども読書活動推進協議会	計画最終案について (県のコロナ感染拡大防止対策期間内と なったため書面会議にて実施)
3 月 18 日	計画公表	

## 丸亀市子ども読書活動推進協議会委員名簿

氏 名	備 考
会 長 山本 茂喜	国立大学法人香川大学教育学部教授 (学識経験者)
副会長 溝渕 由美子	丸亀おはなしの会「くれよん」会計監査 (読書団体関係者)
柳口 華織	丸亀市 P T A 連絡協議会会計 (P T A 関係者)
香西 美智代	図書館うさぎ会員 (読書団体関係者)
西川 昌宏	丸亀市立本島中学校校長 (学校関係者)
作花 志保	丸亀市立城東小学校校長 (学校関係者)
藤井 幸	丸亀市立西幼稚園教頭 (幼稚園等関係者)
久出 奈美	丸亀市立飯山北第一保育所副所長 (保育所等関係者)
増田 美樹	(公募により選任した者)
池下 玲子	(公募により選任した者)

丸亀市子ども読書活動推進計画 令和3年度～令和7年度

(令和3年3月)

発行 丸亀市市民生活部生涯学習課図書館(丸亀市立中央図書館)  
〒763-0022 丸亀市浜町 80 番地 1  
TEL:0877-22-3746 FAX:0877-22-3775  
ホームページ <http://www.marugame-city-library.jp>  
Eメール [c-toshokan@city.marugame.lg.jp](mailto:c-toshokan@city.marugame.lg.jp)